

「土佐市立地適正化計画」を策定します。

都市再生特別措置法の対象区域となるため、

都市機能誘導区域外（市内全域が対象）における開発行為等に対する30日前までの**届出**が必要になります。

③ 高岡第二地区（生活拠点）

<誘導施設>

- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 大学・専門学校
- 公民館等、地域交流センター

② 蓮池地区（中心拠点）

<誘導施設>

- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積1,000㎡超）
- 銀行
- 公民館等、地域交流センター

① 高岡第一地区（中心拠点）

<誘導施設>

- 病院
- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- スーパーマーケット（店舗面積1,000㎡超）
- 銀行
- 図書館
- 公民館等、地域交流センター

④ 高石地区（生活拠点）

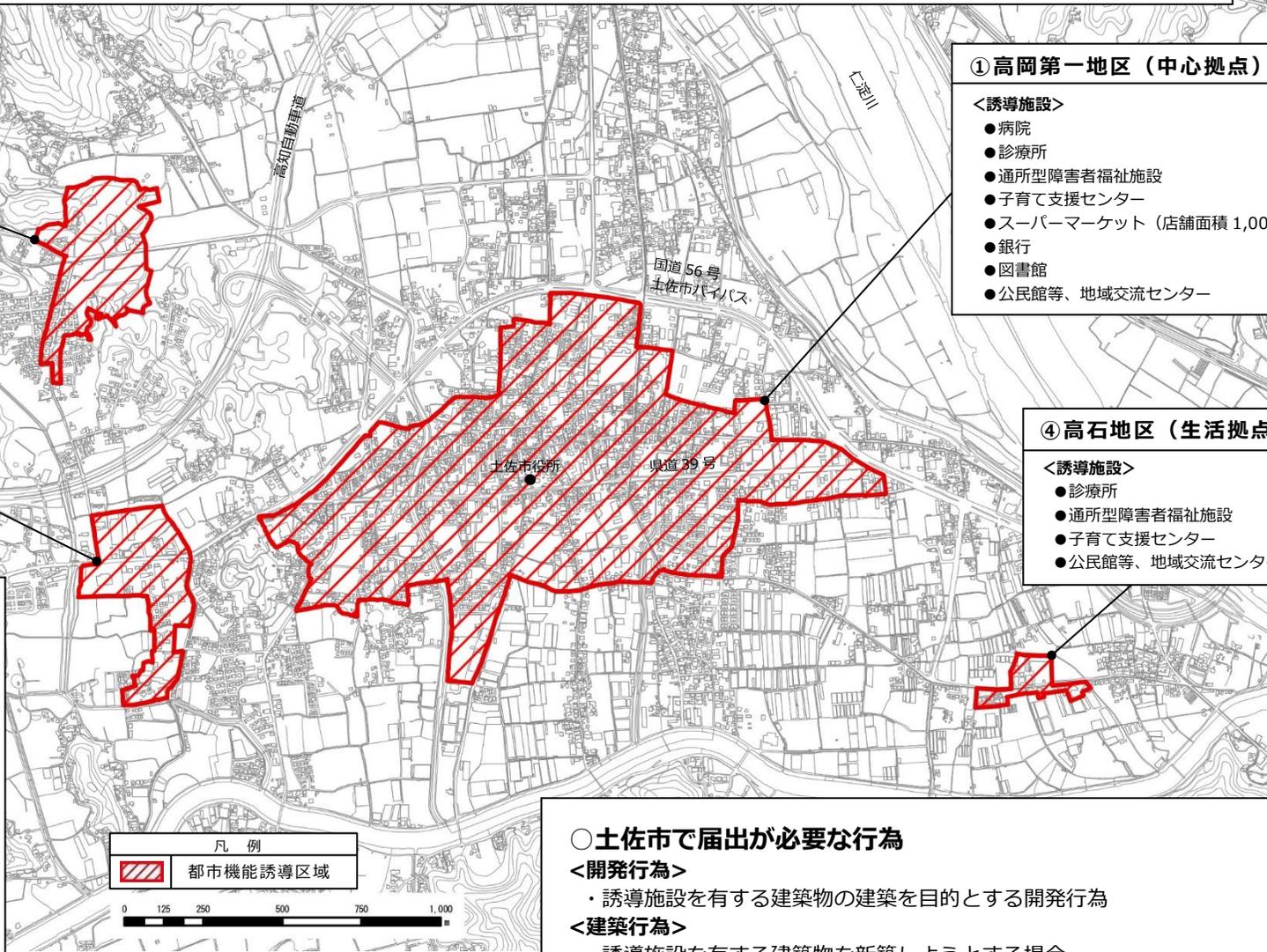
<誘導施設>

- 診療所
- 通所型障害者福祉施設
- 子育て支援センター
- 公民館等、地域交流センター

■ 策定予定
2017年（平成29年）4月1日

■ 運用開始予定
2017年（平成29年）4月1日

■ 問い合わせ
土佐市都市環境課
高知県土佐市高岡町甲 2017-1
電話：088-852-7689
ファックス：088-852-7671
メール：tokei@city.tosa.lg.jp



○ 土佐市で届出が必要な行為

<開発行為>

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

<建築行為>

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合